

# 介護老人保健施設

R6.4.1

## プラタナスの丘（料金表） 介護予防短期入所（3割負担）

本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人は、3割負担となります。

（非課税） 単位(円)

居室区分	利用者段階	要支援度	3割負担分	居住費	室料	食費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	1日につき
多床室	第4段階	要支援1	1,839	377	0	1,800	54	72	4,142
		要支援2	2,322						4,625
従来型個室 A	第4段階	要支援1	1,737	1,668	1,100	1,800	54	72	6,431
		要支援2	2,178						6,872
従来型個室 B	第4段階	要支援1	1,737	1,668	1,050	1,800	54	72	6,381
		要支援2	2,178						6,822

### ★ その他の利用料金

\* 印は、課税対象品目です。別途消費税をお預かりいたします。

送迎費(片道)	552円	入所や退所に際してご自宅まで送迎した場合、片道552円をご負担いただけます。
個別リハビリ加算(日額)	720円	理学療法士や作業療法士等が集中的にリハビリを行った場合、1日につき720円をご負担いただけます。
療養食加算(1食)	24円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1食につき24円をご負担いただけます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	—	介護職員の処遇改善のために設けられた制度です。一月の総単位数の3.9%に相当する金額をご負担いただけます。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	—	介護職員処遇改善加算Ⅰに加え、介護職員の更なる処遇改善を推進するための制度です。一月の総単位数の1.7%に相当する金額をご負担いただけます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	コロナの克服及び超高齢化社会における人材確保の取組として創設された加算制度です。介護職員等の定着率向上とともに、質の高い介護サービスを維持するため、一月の総単位数の0.8%に相当する金額をご負担いただけます。
日用品費(日額)*	200円	石鹸やシャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の日用品として、1日につき200円をご負担いただけます。
教養娯楽費(日額)*	100円	レクリエーションなどで使用する消耗品等(折り紙、粘土、風船、輪投げ等の遊具、ビデオソフトほか)の費用として、1日につき100円をご負担いただけます。
電気料(月額)*	1,500円	お部屋で電化製品(テレビ等)を使用される場合、1点につき月額1,500円をご負担いただきます。なお、入居又は退居の時期により、使用期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月を30日として日割計算した金額となります。
理美容料*	2,500円～	理美容師に整髪やカットを依頼する場合、1回につき左記の料金をご負担いただけます。
文書作成料*	3,000円～	診断書や情報提供書等の作成が必要な場合、1つの文書ごとに左記の料金をご負担いただけます。
洗濯料(月額)*	5,238円	私物衣類等の洗濯(業者委託)をご希望の方は、左記の料金にて申込みをお受けいたします。

※ 居住費及び食費については、市区町村民税の課税の有無や預貯金の状況等に応じ、ご利用可能な減額制度があります。

※ その他、サービス内容等に関してご不明な点は、担当スタッフまでお問い合わせください。